

監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定により次のように公表する。

平成24年 7月 5日

松阪市監査委員 土 本 勲
松阪市監査委員 柳 瀬 滋
松阪市監査委員 松 田 俊 助

第1 監査の請求

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 監査請求のあった日 | 平成24年5月9日 |
| 2 | 請求人 | 住所 省略 |
| | | 氏名 省略 |
| | | 職業 省略 |

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成24年6月6日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、同日、税務部市民税課及び三雲地域振興局地域住民課の職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あてに通知した。

省 略

松阪市監査委員 土 本 勲
松阪市監査委員 柳 瀬 滋
松阪市監査委員 松 田 俊 助

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成24年5月9日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求の趣旨

松阪市職員措置請求書及び事実証明書並びに陳述内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

(1) 世帯単位で発行できる租税公課に関する証明書を個人単位で発行し、発行枚数に応じて手数料を請求することが、不当な財産の取得に当たるとして、違法性・不当性を訴えている。

ア 証明書の発行に関し、県内の市町や松阪市の電算委託会社へ世帯単位で発行できることを確認したとのこと。

イ ある市町においては、世帯単位で証明し手数料の負担軽減を図っているとのこと。

ウ 松阪市手数料条例（以下「条例」という。）第2条第2項「2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。」となっているが、これは、例えば納税証明で市県民税と固定資産税を同一紙に記載された場合を1事項1件とカウントするものと理解する。

(2) よって、租税公課に関する証明手数料の過払い分の返還を求める。

2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年5月9日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求においては、租税公課に関する証明手数料800円（4通）について、「世帯単位として1通で発行可能な証明書を4通発行し、不当に財産を取得されたこととなるか」を監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年6月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかったが、次のような意見が述べられた。

- (1) 現に他の市町では、課税状況を世帯証明書として1通で発行できるシステムがあり、松阪市においても同様のシステムが機能として存在しているにもかかわらず、そのシステムを活用させていないことが、住民サービスの低下ではないか。併せて、証明手数料を余分に徴収していることにならないか。
- (2) 条例第2条第2項では、「2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。」と、説明されたがこの条文の1事項とは、つまり今回の非課税証明であり、家族3人分であっても1件と扱って証明できるのではないか。
- (3) また、条例第2条第3項では、「同一の事項を2以上証明するときは、1通ごとに1件とする。」となっている。この同一の事項とは、非課税証明のことであり、家族分を1通1件として扱うことができるのではないか。

3 監査対象部局

税務部市民税課及び三雲地域振興局地域住民課を対象として、平成24年6月6日に監査を実施した。

本件請求に対する税務部市民税課等の見解は、概ね次のとおりである。

- (1) 世帯証明として家族全員の非課税証明が発行できるという主張について
松阪市の税務総合システムでは、世帯証明が発行できる機能を有しているが、そのシステムは、使用していない。
使用していない理由として、
ア 世帯をまとめた発行においても、手数料は人数及び事項件数に基づいて徴収するものであること。

イ 請求人が提出した事実証明書「町民税・県民税（所得・課税）証明書（世帯全員を記載）」は、所得及び課税の内容が記載されているが、個人別（1通ごと）に出力したほうが所得内容や控除内容も詳しく記載されるものであること。

ウ 扶養親族が記載される場合、請求人が提出した事実証明書では金額欄に「-----」と表記されるだけなので、どういう内容なのかが判断しにくくわかりにくいなどであること。

以上のようなことから、請求人が提出した事実証明書では、記載内容が不十分な証明書であり、住民サービスの観点からも不相当であると判断し、松阪市では使用していないものである。

(2) 例えば、納税証明で市県民税と固定資産税が同一紙に記載された時は1事項1件とカウントするという主張について

税務における証明書の発行については、個人の課税状況や納税状況等についての証明であり、個人が単位となっている。したがって、松阪市では個人単位で各種証明の各事項（所得状況、課税状況、納税状況等）を1事項として発行するものであり、条例に基づいて1事項ごとに1件200円を徴収している。

現在、松阪市では発行していないが、世帯をまとめたの所得・課税証明書（世帯証明）を仮に発行する場合であっても、個人が単位となっている各種税務証明は、個人ごとに1事項とすることが妥当であり、証明する人数及び事項件数に基づいて手数料を徴収することが、条例第2条第2項に基づくものである。（1世帯が非課税世帯という証明はなく、あくまでも個人の積み重ねによって世帯全員が非課税であることが証明されるだけである。）

第3 監査の結果

1 請求人が主張する本件請求が不当に財産を取得されたことに対する違法性ないし不当性について

租税公課における証明書の発行については、個人の課税状況や納税状況等についての証明であり、個人が単位となっている。したがって、松阪市では個人単位で各種証明の各事項（所得状況、課税状況、納税状況等）を1事項として発行するものであり、条例に基づいて処理されているものである。

また、「松阪市市税に関する文書の様式を定める規則」においても、世帯証明として発行される様式は定めていないことを確認した。

2 松阪市の条例を抜粋すると、次のとおりである。

(1) 徴収する手数料の種類及び金額は、別表第1に定めるとおりとする。

(第2条第1項)

別表第1 (第2条関係) 抜粋

号	手数料の種類	金額
21	租税公課に関する証明	1件につき 200円

(2) 2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。

(第2条第2項)

(3) 同一の事項を2以上証明するときは、1通ごとに1件とする。

(第2条第3項)

3 近隣市町の手数料(徴収)条例について

条文の表現は、各市町で多少違っているものの取り扱い内容は、松阪市と同じ見解であることを確認した。また、請求人が主張する「ある市町では世帯証明として発行している」とのことであるが、近隣市町の条例からは確認することができなかった。

4 結 論

以上、本件請求に関して、不当な財産の取得であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。